

## 1. 給与削減等の取り組み状況

年 度	特 別 職	一 般 職
平成10年度		・部長・室長職の管理職特別勤務手当の支給凍結(継続中)
平成11年度		
平成12年度		・課長職の管理職特別勤務手当の支給凍結(継続中)
平成13年度		
平成14年度	・給料及び報酬の減額(平成18年度まで) 市長 : 10%減額 助役 : 7%減額 収入役等 : 5%減額 議員 : 5%減額	
平成15年度	・期末手当の減額(平成18年度まで)	・給料の減額(平成18年度まで) 部長・室長職 : 4%減額 課長・課長補佐職 : 3%減額 主査職以下 : 2%減額 ・課長職以上の期末勤勉手当の減額(平成18年度まで) ・旅費の見直し
平成16年度		
平成17年度		
平成18年度		・特殊勤務手当の抜本的な見直し ・通勤手当の見直し ・退職時特別昇給の廃止 ・職員互助会負担金の削減
平成19年度	・給料の減額(平成26年度まで) 市長 : 20%減額 副市長 : 15%減額 教育長等 : 10%減額 ・期末手当の減額幅を拡大 ・退職手当の減額 市長 : 50%相当額を減額(継続中) 副市長 : 15%相当額を減額(平成22年6月まで)	・期末勤勉手当の減額幅を拡大対象者についても全職員とする ・課長補佐職以上の管理職手当を10%減額(平成24年6月まで) ・課長補佐職の管理職特別勤務手当の支給凍結(平成24年6月まで)
平成20年度		・給料の減額 部長・室長職 : 3.9%減額 課長・課長補佐職 : 2.9%減額 主査職以下 : 1.9%減額 ・課長職以上の期末勤勉手当の減額
平成21年度	・地域手当の削減(10%→8%)	・給料の減額 部長・室長職 : 3%減額 課長・課長補佐職 : 2%減額 主査職以下 : 1%減額 ・地域手当の削減(10%→8%)
平成22年度	・地域手当の削減(8%→6%)	・地域手当の削減(8%→6%) ・給料及び管理職手当の減額(12月から) 55歳を超える課長補佐職相当以上の職員 : 1.5%減額(継続中)
平成23年度		
平成24年度		・住居手当その他区分の廃止(6,500円→0円)
平成25年度		・給料の減額 部長・室長職 : 5%減額(平成25年7月から平成28年6月まで) 課長・課長補佐職 : 3%減額(平成25年7月から平成28年6月まで) 主査職以下 : 2%減額(平成25年7月から平成28年3月まで)
平成27年度	・給料の減額(継続中) 市長 : 18%減額 副市長 : 13%減額 教育長等 : 8%減額	

## 2. 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

## ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川西市	41.3歳	324,090円	432,093円	399,765円
兵庫県	44.6歳	338,700円	429,920円	389,729円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	41.6歳	320,654円	421,118円	378,347円

## イ 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
川西市	44.9歳	142人	337,630円	476,800円	384,049円	—	—	—	—
うち清掃職員	45.2歳	68人	343,988円	559,408円	392,670円	廃棄物処理業従業員	45.3歳	290,300円	1.93
うち学校給食員	45.3歳	35人	341,009円	390,557円	384,845円	調理士	42.2歳	259,500円	1.51
うち校務員	44.9歳	16人	325,213円	389,408円	374,625円	用務員	55.2歳	199,900円	1.95
兵庫県	53.8歳	514人	337,500円	403,354円	372,102円	—	—	—	—
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—	329,358円	—	—	—	—
類似団体	49.3歳	129人	337,535円	404,997円	379,345円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
川西市	7,300,811円	—	—
うち清掃職員	8,328,416円	3,968,100円	2.10
うち学校給食員	6,264,709円	3,470,300円	1.81
うち校務員	6,247,504円	2,732,900円	2.29

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成25～27年の3ヶ年平均)
- 2 上記の賃金構造基本統計調査の内容は、毎年6月における5人以上の常用労働者を雇用する事業所を対象とし、その対象となる労働者についても、本市の数値には含んでいない臨時的任用を含めた数値となっているため単純な比較はできません。
- 3 技能労務職の職種と民間の職種等の比較についても、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

## ウ 教育職(幼稚園)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川西市	36.3歳	310,923円	373,599円
兵庫県	41.7歳	354,100円	412,320円
類似団体	40.4歳	325,611円	378,036円

## エ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川西市	35.8歳	289,357円	382,005円	351,907円
兵庫県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	38.8歳	307,967円	416,106円	364,980円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

## 3. 手当関係

## ①地域手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		301,717千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		303,233円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
川西市内全域	8%	995人	9%
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)		102.1% (102.1%)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数です。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給基準)により算出。)

## ②特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		33,859千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		83,809円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度決算)		40.6%		
手当の種類(手当数)		8種		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務手当	税務職員	市税の滞納繰越分徴収事務に従事した職員(同一税目を1件とする。)	0千円	1件100円
		市税の滞納処分事務に従事した職員	255千円	日額300円
危険手当	右の業務に従事した職員	感染症の防疫(救護処理作業をいう。)に従事した職員	0千円	1回250円
	診療放射線技師	保健センターに勤務する職員で、放射線を人体に照射する業務に従事したもの(診療放射線技師)	220千円	日額250円
	保健センター勤務職員 (診療放射線技師を除く。)	保健センターに勤務する職員で、放射線を人体に照射する業務に従事したもの(その他の職員)	8千円	日額130円
	美化推進課職員	狂犬病予防注射に従事した職員	9千円	日額250円
	消防職員	結核精神病患者移送の業務に従事した職員	8千円	1件250円
	都市整備部職員	都市整備部に所属する職員で道路維持作業又は自転車等撤去作業に従事したもの及び都市整備部まちづくり推進室公園緑地課に所属する職員で葉刈り等の作業に従事したもの(汚泥運搬・処理業務を除く。)	389千円	日額500円
	消防職員	高所作業に従事した職員	98千円	1回130円
	消防職員	潜水器具を着用して潜水作業に従事した職員	14千円	日額250円
病死取扱手当	福祉事務所職員	酸素欠乏危険作業主任者の業務に従事した職員(酸素欠乏症等防止規則(昭和47年労働省令第42号)の規定に基づき酸素欠乏危険作業主任者に選任された者に限る。)	0千円	日額300円
		病死の取扱作業に従事した職員(福祉事務所に勤務する者及び腐乱死体等の取扱いをした者に限る。)	4千円	1件700円

出動手当	消防職員	水火災の現場に30分以上出動し、防衛鎮圧に従事した職員(機関員は、1当務につき200円を加算する。)	1,216千円	1回300円
	救急救命士	救急現場に出動し、救護収容作業に従事した職員(救急救命士。機関員は、1当務につき200円を加算する。)	3,315千円	1回250円
	消防職員(救急救命士を除く。)	救急現場に出動し、救護収容作業に従事した職員(その他の職員。機関員は、1当務につき200円を加算する。)	1,257千円	1回130円
	右の業務に従事した職員	防災指令に基づき緊急に出動して業務に従事した職員(帰宅後の再出動に限る。)	80千円	日額500円
夜間特殊勤務手当	消防職員	消防職員で、午後10時から翌日午前5時までの間の通信受付等の業務に従事したもの(隔日勤務に従事する者に限る。)	285千円	1勤務300円
	都市整備部職員	夜間工事監督のため、午後10時から翌日午前5時までの深夜時間帯を含む勤務に従事した職員(3時間以上従事したときに限る。)	1千円	1回1,000円
	養護老人ホーム職員	養護老人ホームに勤務する職員で、午後10時から翌日午前5時までの間に業務に従事したもの	0千円	日額300円
業務手当	福祉事務所職員	要保護家庭実態調査及び面接の業務に従事した職員(福祉事務所に勤務する者に限る。)	873千円	日額200円
	都市整備部職員	用地取得折しょう業務に従事した職員	49千円	日額170円
	作業長、車両長	作業長及び車両長の業務に従事した職員(管理職手当を支給されている者を除く。)	912千円	月額9,500円
	班長	班長の業務に従事した職員	1,656千円	月額5,500円
	整備管理主任	整備管理主任の業務に従事した職員(整備管理主任として任命された者に限る。ただし、管理職手当を支給される者を除く。)	0千円	月額4,000円
	建築主事	建築主事の業務に従事した職員(建築主事として任命された者に限る。)	110千円	月額5,000円
	美化推進課職員	死獣処理業務に従事した職員	297千円	1件200円
	美化推進課職員	死獣処理業務に従事した職員(火葬業務に従事したとき。)	103千円	日額200円
	美化推進課職員	美化推進部美化環境室及び都市整備部まちづくり推進室道路管理課に所属する職員で、ごみ又は汚泥の運搬・処理業務に従事したもの	17,639千円	日額950円
	美化推進課職員	環境衛生消毒及び産汚物収集業務に従事した職員	428千円	日額850円
美化推進課職員	火葬場業務に従事した職員	1,713千円	1体570円	
公物管理手当	管財課職員、都市整備部職員	公有財産管理業務のうち、直接相手方との権利関係に介入する業務に従事した職員(3時間以上従事したときに限り、用地取得折しょう業務手当とは併給しない。)	23千円	日額130円
年末年始特別勤務手当	美化推進課職員、消防職員	12月29日から翌年の1月3日までの間に勤務に従事した職員(3時間以上従事したときに限る。)	3,085千円	日額5,000円

## ③時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	144,651千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	269千円
支給実績(26年度決算)	163,414千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	290千円

(注) 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)」です。

## ④その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との 異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	○配偶者：13,000円 ○扶養親族1人につき： 6,500円 ○職員に配偶者がいない場合 その内1人：11,000円 ○満16歳の年度初めから満 22歳の年度末までの子は各 5,000円加算	同 じ		105,349千円	225,105円
住居手当	○借家居住者：家賃額に応 じ：10,000～32,500円 ○自宅居住者：10,500円 ○当該住居の償還金を支 払っている場合にあつては8 年間に限り：13,000円	異なる	○借家居住者：国は 家賃額に応じ0～ 27,000円) ○自宅居住者：国は 支給なし	121,871千円	183,541円
通勤手当	○交通機関利用者：運賃等 相当額支給(最高支給限度額 は55,000円) ○交通用具利用者：通勤距 離が片道2k m以上の区分に 応じ3,500円～32,800円	一部 異なる	○交通機関利用 者：国と同じ ○交通用具利用 者：国は通勤距離 の区分に応じ 2,000円～24,500 円	100,716千円	117,248円
管理職手当	部長職：76,500円 室長職：64,800円 課長職：56,250円 課長補佐職：53,500円 主査職：45,500円	異なる	国は、役職に応じ 46,300円～ 139,300円	220,614千円	594,647円
休日勤務手当	国民の祝日に関する法律等 による休日の勤務に対し135 ～160%の時間給を支給	同 じ		56,248千円	200,171円
管理職員特別勤 務手当	臨時又は緊急の必要その他 の公務の運営の必要により 国民の祝日に関する法律等 による休日の勤務に対し支 給 部長・室長・課長：当分の 間支給しない・課長補佐 職：6,000円・主査職：日額 4,000円	異なる	国は、役職に応じ 6,000円～12,000 円	7,734千円	41,805円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職 員には、その勤務1回につき 4,200円。ただし、勤務時間 が5時間未満の場合は、 2,100円とする。	同 じ		0千円	0円
児童手当	中学校第3学年の年度末ま での子を扶養している場合 月5,000円～15,000円	同 じ		55,965千円	203,509円